

令和2(2020)年度地方税制改正の概要(県税関係)

税目等	改正の概要																				
個人県民税	<p>未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直し 〔令和3(2021)年1月1日施行〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○未婚のひとり親に寡婦(寡夫)控除を適用する。 ○寡婦(寡夫)控除の対象者を見直す。 ○個人住民税の人的非課税措置を見直す。 																				
法人事業税	<p>電気供給業に係る法人事業税について、令和2(2020)年の送配電部門の法的分離等の事情や新規参入の状況などを鑑み、収入金課税をとる発電・小売電気事業に係る課税方式を見直す。 〔令和2(2020)年4月1日施行〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○発電・小売電気事業全体の2割程度を対象に、以下のとおり税率を見直す。(特別法人事業税分を除く。) <table border="1"> <thead> <tr> <th>主な税率区分</th> <th>(改正前)</th> <th colspan="2">(改正後)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金1億円超の普通法人</td> <td>収入割 1.0%</td> <td>収入割 0.75%</td> <td>付加価値割 0.37%</td> </tr> <tr> <td>資本金1億円以下の普通法人等</td> <td>収入割 1.0%</td> <td>収入割 0.75%</td> <td>所得割 1.85%</td> </tr> </tbody> </table> <p>資本金1億円超の普通法人のイメージ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(改正前)</th> <th>(改正後)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入割</td> <td>収入割 付加価値割 資本割</td> </tr> </tbody> </table> <p>※今回の見直しに伴い、特別法人事業税の規模を確保する観点から当該税率を見直し(基準法人収入割額の30%→40%)。 ※送配電事業は従来どおり。</p>	主な税率区分	(改正前)	(改正後)		資本金1億円超の普通法人	収入割 1.0%	収入割 0.75%	付加価値割 0.37%	資本金1億円以下の普通法人等	収入割 1.0%	収入割 0.75%	所得割 1.85%	(改正前)	(改正後)	収入割	収入割 付加価値割 資本割				
主な税率区分	(改正前)	(改正後)																			
資本金1億円超の普通法人	収入割 1.0%	収入割 0.75%	付加価値割 0.37%																		
資本金1億円以下の普通法人等	収入割 1.0%	収入割 0.75%	所得割 1.85%																		
(改正前)	(改正後)																				
収入割	収入割 付加価値割 資本割																				
法人県民税 法人事業税	<p>地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の拡充・延長を行う。 〔令和2(2020)年4月1日施行〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○適用期限の延長(令和6(2024)年度まで) ○税額控除の割合を引上げ <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(現行)</th> <th></th> <th>(改正後)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人道府県民税</td> <td>2.9%</td> <td>→</td> <td>5.7%</td> </tr> <tr> <td>法人市町村民税</td> <td>17.1%</td> <td>→</td> <td>34.3%</td> </tr> <tr> <td>法 人 事 業 税</td> <td>10%</td> <td>→</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>30%</td> <td>→</td> <td>60%</td> </tr> </tbody> </table>		(現行)		(改正後)	法人道府県民税	2.9%	→	5.7%	法人市町村民税	17.1%	→	34.3%	法 人 事 業 税	10%	→	20%	合 計	30%	→	60%
	(現行)		(改正後)																		
法人道府県民税	2.9%	→	5.7%																		
法人市町村民税	17.1%	→	34.3%																		
法 人 事 業 税	10%	→	20%																		
合 計	30%	→	60%																		
ゴルフ場 利用 税	<p>非課税対象者に、東京オリンピックを含む国際競技大会(公式練習を含む)に参加する選手を加える。 〔令和2(2020)年4月1日施行〕</p>																				
還付加算金 延滞 金	<p>還付加算金及び一部の延滞金の割合を引き下げる。 〔令和3(2021)年1月1日施行〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一部の割合を引下げ、名称も変更する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>(現行)</th> <th>(改正後)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">還付加算金</td> <td></td> <td>特例基準割合 (平均貸付割合+1%)</td> <td>還付加算金特例基準割合 (平均貸付割合+0.5%)</td> </tr> <tr> <td>徴収の猶予</td> <td>特例基準割合 (平均貸付割合+1%)</td> <td>猶予特例基準割合 (平均貸付割合+0.5%)</td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td>納期限の延長</td> <td>特例基準割合 (平均貸付割合+1%)</td> <td>平均貸付割合+0.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※通常の延滞金は、名称を「延滞金特例基準割合」に変更。割合は継続。</p>			(現行)	(改正後)	還付加算金		特例基準割合 (平均貸付割合+1%)	還付加算金特例基準割合 (平均貸付割合+0.5%)	徴収の猶予	特例基準割合 (平均貸付割合+1%)	猶予特例基準割合 (平均貸付割合+0.5%)	延滞金	納期限の延長	特例基準割合 (平均貸付割合+1%)	平均貸付割合+0.5%					
		(現行)	(改正後)																		
還付加算金		特例基準割合 (平均貸付割合+1%)	還付加算金特例基準割合 (平均貸付割合+0.5%)																		
	徴収の猶予	特例基準割合 (平均貸付割合+1%)	猶予特例基準割合 (平均貸付割合+0.5%)																		
延滞金	納期限の延長	特例基準割合 (平均貸付割合+1%)	平均貸付割合+0.5%																		